

薬生食監発0904第1号
平成30年9月4日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

オーストリアから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「オーストリアから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成29年9月29日付け薬生食監発0929第1号）により取り扱っているところです。

同通知中、記の1に係る対日輸出施設のリストについて、今後は下記のウェブサイトに掲載されるとの連絡がありましたので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、平成29年10月27日付け薬生食監発1027第1号については廃止します。

記

https://www.verbrauchergesundheit.gv.at/handel_export/exportbetriebe_in_drittstaaten/japan.html